

大分県水防計画

(令和4年度版)



大 分 県

本計画中で標記される「氾濫注意水位」、「氾濫危険水位」は水防法上で規定される下記の水位である。

氾濫注意水位 (水防法第12条及び第17条で規定される警戒水位)

氾濫危険水位 (水防法第13条で規定される特別警戒水位)

大分県水防計画目次

第1	目的	1
第2	水防組織	1
第3	本部、支部の設置と業務分担	1
第4	水防警報	3
第5	重要水防区域等	4
第6	洪水予報の通知	4
第7	避難判断水位情報の通知	5
第8	水位の通報	5
第9	水位の観測、通報及び公表	5
第10	出動開始及び堤防等の異常に関する報告	5
第11	避難のための立ち退き	6
第12	決壊の通知	6
第13	水防信号	6
第14	公用負担	6
第15	津波における留意事項	6
第16	水防活動に従事する者の安全確保	6
第17	水防管理団体が行う水防のための活動への協力	7
第18	水防活動の報告	7
第19	水防用備蓄資材、器具	7
第20	都道府県大規模氾濫減災協議会	8

建設政策班（班長：建設政策課長）

- ・防災センターに設置された本庁災害対策組織と本部の連絡調整。

用地対策班（班長：用地対策課長）

- ・災害対策用地に関すること。

道路班（班長：道路保全課長）

- ・道路及び橋梁の被害状況のとりまとめ。
- ・道路交通情報の収集。
- ・緊急輸送道路に関すること。

砂防班（班長：砂防課長）

- ・砂防施設等の被害状況のとりまとめ。

港湾班（班長：港湾課長）

- ・港湾施設の被害状況のとりまとめ。

都市・まち班（班長：都市・まちづくり推進課長）

- ・都市施設の被害状況のとりまとめ。

公園・生活排水班（班長：公園・生活排水課長）

- ・公園、下水道及びその他の生活排水処理施設の被害状況のとりまとめ。

建築住宅班（班長：建築住宅課長）

- ・公営住宅の被害状況のとりまとめ。

施設整備班（班長：施設整備課長）

- ・公共建築物（住宅を除く）の被害状況のとりまとめ。

連絡班（班長：防災対策企画課長）

- ・气象台、市町村との連絡に関すること。

3. 支部の業務（支部長・各土木事務所長）

- ・水防警報の発令等水防活動に関すること。
- ・本部及び所轄管内水防管理者（法第2条第2項に基づく市町村長をいう。以下「水防管理者」という。）との連絡調整に関すること。
- ・雨量、水位、津波等気象情報の収集及び本部への報告。
- ・管内土木建築関係施設の被害状況のとりまとめ。
- ・一般被害状況のとりまとめ。
- ・現地応急対策及び復旧資材等の確保に関すること。
- ・法第29条の規定に基づく避難のための居住者への立ち退きの指示に関すること。
- ・法第30条の規定に基づく水防上緊急時の水防管理者、消防機関の長への指示に関すること。

第4 水防警報

1. 支部長は、洪水、津波または高潮に際し水災のおそれがあると認めるときは水防警報を発し、その旨を直ちに関係水防管理者、その他必要に応じて関係機関に通知するとともに、本部長に報告するものとする。
2. 本部長は法第16条第2項の規定により、国土交通大臣から通知を受けたときは、直ちにその旨を支部長に通知するものとする。
3. 支部長は前項の通知を受けたときは、直ちに通知事項を関係水防管理者、その他必要に応じて関係機関に通知するものとする。
4. 法第16条第1項の規定により国土交通大臣及び知事が水防警報を行う指定河川海岸区域は資料第14とする。（※津波警報時は、未指定海岸区域も含む。）
5. 水防団待機水位及び氾濫注意水位は資料第14の水防警報対象水位観測所一覧表のとおり定める。
6. 水防警報の伝達系統及び書式は資料第4とする。
7. 水防警報の種類は下記のとおりとする。
 - ・洪水または高潮の場合
 - 第一段階 待機
大分地方気象台の雨または高潮等に関する通報とその時の状況により判断して発表する。
 - 第二段階 準備
各水位観測所が水防団待機水位に達してから水位上昇し水防の必要があると判断されるとき。
 - 第三段階 出動
氾濫注意水位に達し、以後水位上昇し破堤の公算大のとき。
 - 第四段階 解除
氾濫注意水位以下に下がり再び増水する恐れがないと判断されるとき。

警報の種類

種類	内容
第1段階 (待機)	・水防団員の足留めを警告するもので状況に応じてすみやかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの ・又は出動時間が長びくような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの
第2段階 (準備)	・水防資器財の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに出動できるように準備をする旨警告するもの
第3段階 (出動)	・水防団員が出動する必要のある旨を警告するもの
第4段階 (解除)	・水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの

・津波の場合

第一段階 出動

気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき。

第二段階 解除

気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。

水防活動の必要があると認められなくなったとき。

警報の種類

種 類	内 容
第1段階 (出 動)	・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
第2段階 (解 除)	・水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

第5 重要水防区域等

1. 重要水防区域

(1) 洪水、津波または高潮に際し水防上特に注意を要する区域でかつ資料第3の2に該当する区域。

(2) 前項の区域は資料第14とする。

2. 水防区域

(1) 洪水、津波または高潮に際し水防上注意を要する区域で、かつ資料第3の3に該当する区域。

(2) 前項の区域は資料第14とする。

3. 重要浸水区域

過去10年間のうち、一回の洪水、津波または高潮により家屋10戸以上が浸水した区域で資料第14とする。

4. 倒木流出による水防区域

流木が橋脚や固定堰等により阻害され、水害が予想される区域で資料第14とする。

第6 洪水予報の通知

1. 国管理河川

(1) 本部長は、法第10条第3項の規定に基づき、洪水もしくは高潮に関する予報の通知を受けたときは、速やかにその旨を関係支部長へ通知するものとする。

(2) 通知を受けた支部長は、速やかにその旨を関係水防管理者に通知するものとする。

(3) 法第10条第3項に基づく洪水予報の通知に係る水系、種類、基準、区域及び伝達系統は資料第5のとおりである。

2. 県管理河川

(1) 本部長は、法第11条第1項の規定に基づき、洪水のおそれがあると認められるとき

は、気象庁（大分地方気象台）と共同して、その状況と水位を示して洪水予報を発し、速やかにその旨を関係支部長へ通知するものとする。

(2) 通知を受けた支部長は、速やかにその旨を関係水防管理者支部長に通知するものとする。

(3) 法第11条第1項の規定に基づく水防予報の通知に係る水系、種類、基準、区域及び伝達系統は資料第5－2のとおりである。

第7 避難判断水位情報及び氾濫危険水位情報の通知

1. 支部長は、河川の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位に達したときは、その旨を関係水防管理者に通知するとともに、本部長に報告するものとする。

2. 前項の通知を行う河川及びその避難判断水位及び氾濫危険水位は資料14とし、通知は資料4の様式によるものとする。

3. 本部長は、法第13条第3項に基づき、国土交通大臣より避難判断水位及び氾濫危険水位に関する通知を受けたときは、直ちに通知事項を支部長に通知するものとする。

4. 支部長は、前項の通知を受けたときは、直ちに通知事項を関係水防管理者に通知するものとする。

第8 水位の通報

1. 水防管理者は、洪水または高潮のおそれがあることを自ら知りえた場合において、次の号に該当したときは支部長に通報しなければならない。

(1) 水防団待機水位に達したとき。

(2) 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位に達したとき。

(3) 最高と思われる水位に達したとき。

(4) 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位及び水防団待機水位を下回ったとき。

2. 支部長は前項の通報を受けたときは、その旨を本部長に報告しなければならない。

3. 本部長は必要に応じて関係機関に通知するものとする。

第9 水位の観測、通報及び公表

1. 欠測時の措置

(1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

(2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

第10 出動開始及び堤防等の異常に関する報告

1. 水防管理者は次の各号に該当する場合は、支部長に通知しなければならない。

(1) 消防機関（水防団）等が出動したとき。

(2) 堤防等に異常を発見したとき、または応急処置をしたとき。

2. 通知を受けた支部長は、直ちに通知事項を本部長に報告するものとする。

第11 避難のための立ち退き

1. 支部長は、避難の必要があると認めるときは、必要と認められる区域の居住者に対して立ち退きの指示をすることができる。
2. 指示をした場合は、直ちに指示事項を当該水防管理者及び本部長に報告するものとする。

第12 決壊の通知

1. 堤防等が決壊し、または決壊のおそれがあると認めた場合には、当該水防管理者は、直ちにその旨を県支部長に通知するものとする。
2. 通知を受けた支部長は、直ちに通知事項を本部長に報告するものとする。

第13 水防信号

法第20条の1項の規定により水防信号は資料第12のとおり定める。

第14 公用負担

1. 法第28条の規定により水防管理者及び消防機関の長は水防上緊急の必要があるときは、土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材の使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、または工作物その他の障害物を処分することができる。
2. 前項の場合水防管理者は、損失を受けた者に対し補償しなければならない。

第15 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第16 水防活動に従事する者の安全確保

法第7条の2項の規定により水防管理者及び消防機関の長は洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能

な通信機器を携行する。

- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第17 水防管理団体が行う水防のための活動への協力

1. 支部は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。
 - (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供。伝達方法は、資料第4及び資料第5-2のとおりとする。
 - (2) 重要水防箇所の合同点検
 - (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、応急資器材又は備蓄資器材の貸与
 - (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
 - (6) 水防活動の記録及び広報
2. 下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。
 - (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
 - (2) 水防管理団体に対して、氾濫が想定される地点の事前提示
 - (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
 - (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第18 水防活動の報告

1. 水防管理者は水防活動を終結したときは、遅滞なく資料第10の様式1により支部長に報告しなければならない。
2. 報告を受けた支部長は、本部長に報告するとともに水防記録を作成し、保管しなければならない。

第19 水防用備蓄資材、器具

1. 支部及び各水防管理団体における資材、器具の配置は資料第14のとおりとする。
2. 支部は毎年4月1日までに各水防管理団体の保有する資材を本部に報告しなければならない。

第20 都道府県大規模氾濫減災協議会

1. 国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。
2. 県内の大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会の現況は、次のとおりである。

(1) 国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会

- ・ 大分川・大野川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ・ 山国川圏域大規模氾濫減災協議会
- ・ 番匠川圏域大規模氾濫減災協議会
- ・ 筑後川上流圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会

(2) 知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会

- ・ 中部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ・ 東部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ・ 北部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会

(1) 大分県水防協議会条例

第1条 水防法(昭和24年6月法律第193号)第8条第1項の規定により大分県水防協議会(以下「協議会」という。)を大分県庁内におきその組織及び運営については同法同条第5項に基づきこの条例の定めるところによる。

第2条 会長は協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故があるときはその指名する委員がその職務を代理する。

第3条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときはその指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第4条 関係行政機関の職員である委員の任期はその職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする、

2 知事において特別の事由があると認めるときは前項の規定に拘らずその任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

第5条 会長は会議を招集しその議長となる。

第6条 協議会は委員の3分の1以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし可否同数のときは議長の決するところによる。

第7条 協議会に幹事及び書記各々若干名をおき会長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は会長の命を受け庶務を整理する。

3 書記は上司の命を受け庶務に従事する。

第8条 前各条に定めるもの及び協議会が自ら定めるもののほか協議会について必要な事項は会長が定める。(昭31条例75・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和24年8月3日から適用する。

附 則(昭和31年条例第75号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

(2) 大分県指定水防管理団体の水防団定員条例

大分県指定水防管理団体の水防団定員条例

水防法(昭和24年6月法律第193号)第27条に基づく指定水防管理団体の水防団員の定員基準は、おおむね次の各号の標準による。但し、水防管理者が水防実施に支障のないと認める場合は、その標準以下に減ずることを妨げない。

1 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長20米につき1人

2 その他の箇所については、その延長50米につき1人

附 則

この条例は、公布の日から施行し昭和24年8月3日から適用する

指定水防管理団体

法第4条に基づき知事の指定した水防管理団体は下記のとおりである。

指定水防管理団体名	市 町 村	担 当 主 要 河 川 海 岸 名
大分市指定水防管理団体	大 分 市	大分川、賀東川、七瀬川、丹生川、尾田川、大野川、乙津川、戸次古川、立小野川、米良川、尼ヶ瀬川、北鼻川、河原内川、祓川、住吉川、原川、今堤川、屋山川、小猫川
別府市	別 府 市	朝見川
中津市	中 津 市	山国川、山移川、犬丸川、中津川、蛸瀬川、跡田川
日田市	日 田 市	筑後川、庄手川、花月川、有田川、渡里川、串川、赤石川、吾々路川、玖珠川、杖立川
佐伯市	佐 伯 市	番匠川、堅田川、井崎川、床木川、久留須川、市園川
臼杵市	臼 杵 市	臼杵川、末広川、熊崎川、温井川、海添川
津久見市	津 久 見 市	青江川、津久見川
竹田市	竹 田 市	稲葉川、玉来川、緒方川、大野川、芹川
豊後高田市	豊 後 高 田 市	桂川、寄藻川下流、真玉川、竹田川
杵築市	杵 築 市	八坂川、高山川、桂川上流、石丸川
宇佐市	宇 佐 市	駅館川、寄藻川、伊呂波川、向野川、津房川、深見川
豊後大野市	豊 後 大 野 市	大野川、三重川、玉田川、秋葉川、平井川、真竹川、小賀川、茜川、柴北川
由布市	由 布 市	大分川、小槐木川、宮川、平川
国東市	国 東 市	田深川、伊美川、武蔵川、安岐川
九重町	九 重 町	玖珠川、野上川、町田川、松木川
玖珠町	玖 珠 町	玖珠川、森川
計16団体	計 16 団 体	

